

民泊サービスに関する 水質汚濁防止法の適用等について

平成30年11月5日

環境省水・大気環境局水環境課

水質汚濁防止法に基づく施策体系



公共用水域等の水質監視

都道府県の測定計画



常時監視・公表等

生活排水対策

都道府県による生活排水対策重点地域の指定



市町村による生活排水対策推進計画の策定

閉鎖性海域の総量規制

国の総量削減基本方針



都道府県の総量削減計画・総量規制基準に基づく排出規制


水質汚濁防止法の特定施設

水質汚濁防止法により汚水又は廃液を排出する施設を**特定施設**と定義し、特定施設を設置する全ての工場・事業場を水質汚濁防止法の規制対象としている。

特定施設の例：

- 鉱業等の用に供する施設
- 畜産農業等の用に供する施設
- 各種食品製造業等の用に供する施設
- 林業等の用に供する施設
- パルプ製造業等の用に供する施設
- 医薬品製造業等の用に供する施設
- セメント製品製造業等の用に供する施設
- 鉄鋼業、非鉄金属製造業等の用に供する施設
- 他、各種製造業の用に供する施設
- 旅館業、飲食店、洗たく業、写真現像業、病院、科学技術研究施設
- 廃棄物処理場
- 下水道終末処理施設、共同排水処理場

など

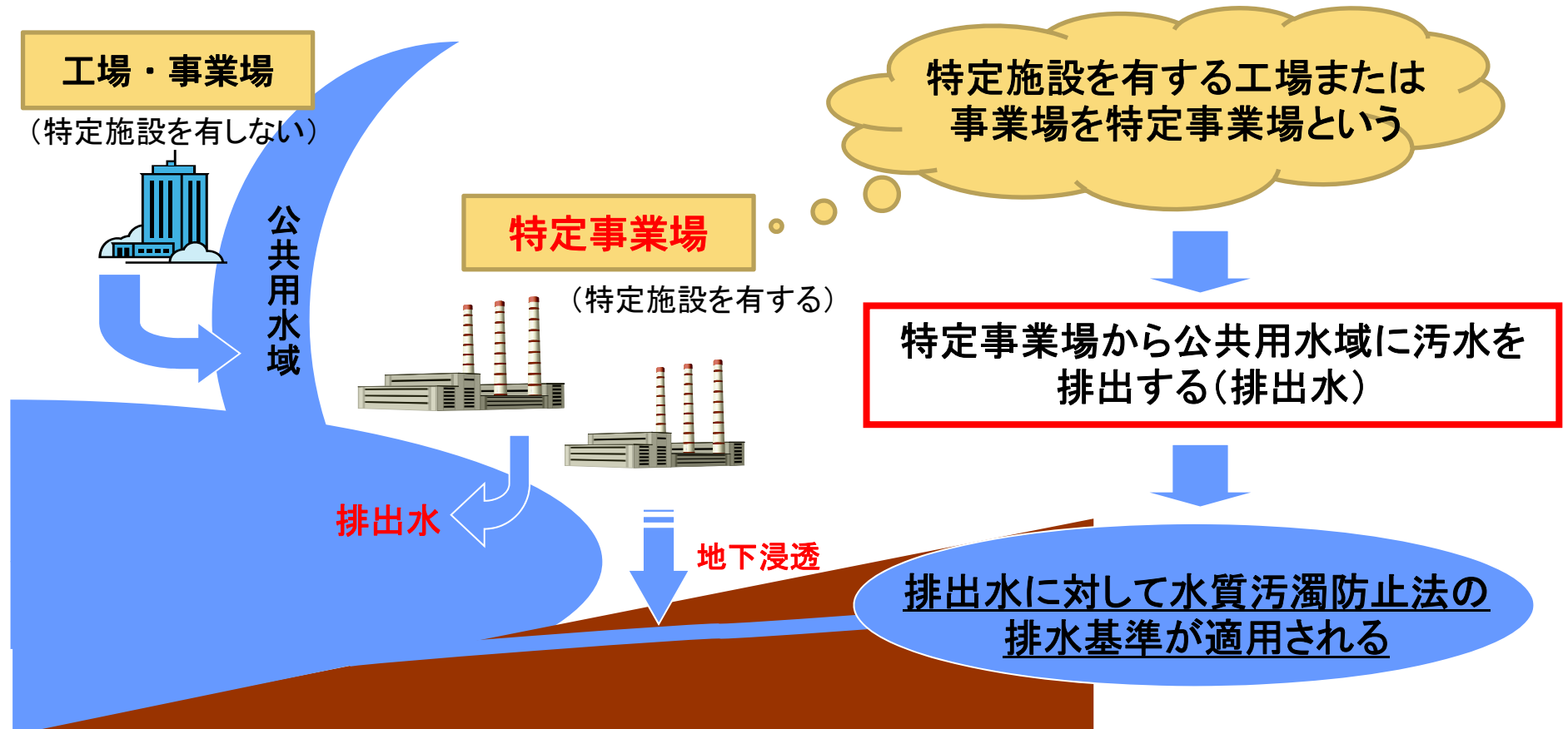


2016年度末時点で
約26万事業場が
規制対象

※個別の施設の特定施設への
該当性は地方自治体が判断

排水規制①

- 水質汚濁防止法の排水規制は全国の特特定業場について、全業種一律の排水基準（一律排水基準）を設定している。
- 規制方法は、濃度超過のみを持って罰則適用が可能ないわゆる直罰制度となっている。



排水規制②

国の定める一律排水規制（全国一律の最低限の規制）

生活環境項目

50m³/日以上 of 事業場に適用

有害物質

全事業場を対象に適用

都道府県において
地域の状況に応じて
規制強化が可能

都道府県の上乗せ規制

- 一律排水規制では環境基準の達成できないなど不十分な場合に、条例により排水基準値を強化するもの
- 生活環境項目について、排水量50m³/未満の小規模事業場へ適用するもの

都道府県の横出し規制

- 一律排水規制にない項目について排水規制を実施するもの



(参考) 一律排水基準

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6、 海域5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考:生活環境項目の排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

(*)アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

有害物質(健康項目)	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L、 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

住宅宿泊事業に係る水質汚濁防止法の体系

特定施設等の設置の届出(第5条)

工場・事業場から公共用水域(河川等)に水を排出
※する者



特定施設を設置するとき

都道府県知事等に
届出

排出水の排出の制限(第12条)

国の定める一律排水規制
(排水基準の遵守)

生活環境項目
排水量50m³/日以上の
事業場に適用

有害物質
排水量に関わらず
適用

※排出することが想定され、届出に記載されている
ものについてのみ定期的な測定が必要

※全量下水道に接続する場合は該当しない

特定施設 (水質汚濁防止法施行令 別表第一 第66号の3)

旅館業※¹の用に供する施設であって、ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設のいずれかを設置する場合、特定施設に該当※する。

※上記以外でも、政令で定める施設を設置する場合には特定施設に該当する。

※1 旅館業(旅館業法第2条第1項)

許可業者(旅館業法第3条等)

【旅館業法による許可】

- ・旅館・ホテル営業
- ・簡易宿所営業
- ・下宿営業(水濁法対象外(同法政令で除外))

住宅宿泊事業(民泊)

【住宅宿泊事業法による届出】

→ 許可業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業

水質汚濁防止法に係る手続について

- 環境省では、住宅宿泊事業法の施行に伴う水質汚濁防止法の施行上の留意事項について、平成30年1月31日に自治体に対し通知し、同法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いしてきたところ。
- また、これまでも自治体に対し、特定施設設置等届出について、届出内容の簡素化や届出者に過大な負担を強いることのないよう要請してきているところ。
- 今後も引き続き適切な運用がなされるよう、自治体に求めていきたい。